

【第5弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 申請書類チェックリスト

No.	申請書類・内容	提出が必要な方	<input checked="" type="checkbox"/>
◆店舗ごとの申請になりますので、複数店舗がある場合は個別に書類をご用意ください			
1	<b>申請書類チェックリスト（本書）</b> ・申請書類の準備ができましたら、 <input checked="" type="checkbox"/> 欄にチェックをのし、当チェックリストも提出してください ※電子申請の場合は不要です。	法人 個人事業主 共通	<input type="checkbox"/>
2	<b>支給申請書（様式1）</b> ・裏面「同意すべき事項」に全て <input checked="" type="checkbox"/> チェックがついているかご確認ください ※「同意すべき事項」の記載事項は必ずご確認ください。	法人 個人事業主 共通	<input type="checkbox"/>
3	<b>支給額計算シート ※（様式2-1~4）のいずれか一つ</b> ・1日当たりの協力金額の算定方式により、様式が異なりますのでご注意ください 様式2-1 売上高方式 様式2-2 売上高減少額方式 様式2-3 売上高方式（新規開店特例用） 様式2-4 売上高減少額方式（新規開店特例用）	法人 個人事業主 共通  売上高方式で 下限額の協力金を 申請する場合は 不要です	<input type="checkbox"/>
4	<b>本人確認書類の写し</b> ・運転免許証、パスポート、保険証の写し等 いずれか一点	個人事業主	<input type="checkbox"/>
5	<b>振込先の通帳の写し</b> ・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）が確認できるもの ※申請者本人（法人の場合は当該法人）の口座に限ります。 ※通帳の表紙と1枚目の見開きページ（上下）をコピーして添付してください。 （インターネットバンキングは、上記の情報がわかるサイトのページ）	法人 個人事業主 共通	<input type="checkbox"/>
6	<b>確定申告書類の写し</b> ※收受日付印が押印（e-Tax申告の場合、受付日時が印字）されていること（又は、e-Tax申告の「受信通知（メール詳細）」を添付すること）が必要です。 （いずれも提出が必要です。） ・令和元年又は令和2年の確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書（両面） （青色申告の場合はいずれも提出が必要です。） ・令和元年又は令和2年の確定申告書第一表の控え ・所得税青色申告決算書（1枚目、2枚目）（青色申告の場合のみ）	売上高方式で 下限額の協力金を 申請する場合は 不要です  法人  個人事業主	<input type="checkbox"/>
7	<b>飲食業等売上高が記載された当該店舗の売上台帳等の写し</b> ・令和元年又は令和2年8月・9月の当該店舗の売上台帳簿（売上高減少額方式の場合は、令和3年8月・9月の売上台帳簿も必要となります。） 【新規開店特例に該当する場合】 ・開店日から時短営業開始日の前日までの売上高が確認できる売上台帳簿等 （注意） 事業所が1か所であり、飲食業等以外の事業を行っておらず、確定申告書類（法人事業概況説明書や青色申告決算書）のみで、8月・9月の売上高が把握できる場合は不要です。	法人 個人事業主 共通  売上高方式で 下限額の協力金を 申請する場合は 不要です	<input type="checkbox"/>

【第5弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 申請書類チェックリスト

No.	申請書類・内容	提出が必要な方	<input checked="" type="checkbox"/>
8	<p><b>営業許可証の写し</b></p> <p>・対象店舗に係る食品衛生法に基づく営業許可証の写し</p>	法人 個人事業主 共通	<input type="checkbox"/>
9	<p><b>店舗の外観全体及び内観の写真等</b></p> <p>・店舗の外観全体（社名や店舗名）が分かる写真等 ※看板やのれんなどを店舗名が分かるように撮影してください。</p> <p>・店舗の内観が分かる写真等 ※厨房と食事スペースが分かるように撮影してください。</p> <p>【飲食の場を提供するキッチンカー等】 ・営業形態が分かる写真等（使用権限を有するイス又はテーブルを備えた飲食スペースが確認できるもの） ※公共のベンチのように、自ら又はイベント主催者が設置したものではないイス又はテーブルを利用する場合は対象とはなりません。</p>	法人 個人事業主 共通	<input type="checkbox"/>
10	<p><b>従来の営業時間及び休業又は営業時間短縮の状況が分かる書類</b></p> <p>・従来の営業時間が分かるもの（店舗又は店頭に掲示した案内、看板、メニュー、ホームページの写し等）</p> <p>・休業又は営業時間の短縮の状況（実施期間及び時短営業中の営業時間）が分かるもの（店舗又は店頭に掲示した案内、ホームページの写し等）</p> <p>・酒類を提供している場合、時短営業中の酒類の提供をしていないことが分かるもの（店舗又は店頭に掲示した案内、ホームページの写し等）</p> <p>・カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用ができないことが分かるもの（店舗又は店頭に掲示した案内、ホームページの写し等）</p> <p>【通常5時から20時までの時間帯に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等】 ・従来、酒類又はカラオケ設備を提供していることが分かるもの（酒類のメニュー、酒類の仕入伝票の写し、カラオケ設備の写真等）</p> <p>【飲食の場を提供するキッチンカー等】 ・要請期間中、県内で出店する予定であったことが分かるもの（イベントのチラシ、道路占有許可・使用許可等により常設された施設性を有することが確認できるもの）</p>	法人 個人事業主 共通	<input type="checkbox"/>
11	<p><b>開店日が分かる書類</b></p> <p>開業届出書の写しやチラシ、開店月の売上帳簿等</p>	新規開店特例に 該当する方  売上高方式で 下限額の協力金を 申請する場合は 不要です	<input type="checkbox"/>

※No. 5, 6, 9の申請書類については、【第4弾】の協力金を郵送で申請していて、【第5弾】の協力金の申請も郵送で申請する場合は、提出を省略することができます。